

令和 9 年度予算編成方針について

苫前町長 福 士 敦 朗

I. 経済情勢と国の予算編成の動向について

国の「月例経済報告(令和 8 年 9 月)」では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」としている。また、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。

経済財政運営と改革の基本方針 2026 においては、新たな予算編成の在り方と令和 9 年度予算編成の基本方針として、政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和 9 年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。

概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。

その上で、事業別フルコスト情報も活用しつつ、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」の自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化する。

なお、社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保等の観点から、医療、介護、保育、福祉等の公定価格等における適切な対応を図りつつ、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続する。

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。前年度の予算措置額に関わらず、真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限(いわゆるシーリング)を設けることなく、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。その際、成長力の強化に資する有効

な政策アイデアと必要な予算を、前例にとらわれず、諸外国と伍して国際競争に打ち勝つことも念頭に置きつつ、概算要求に盛り込む。

補正予算に依存した財政運営からの脱却は、予算の透明性と規律を高めるものとして位置付ける。補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。その際、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないように 必要十分な地方財政措置を講ずる。

令和 9 年度予算編成においては、上記を踏まえ各府省庁において適切に概算要求を行う。予算編成過程において、本基本方針に沿った歳出・歳入両面の取組の具体化、『「強く豊かな日本」投資枠』の具体化、補正予算と当初予算の区分の考え方の明確化とともに、長期投資に必要な予見可能性と柔軟で効率的な資金管理の観点から、投資の性質に応じて適切な手段を活用しつつ、「予算措置は原則 3 年以内」とする現行ルールの不適用も含めた基金ルールの抜本的な見直しを行う。危機管理投資・成長投資を始めとする『「強く豊かな日本」投資枠』については、「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。その規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する。その上で、歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。

経済財政諮問会議において、本節（予算編成の基本方針）を踏まえた取組について検証・評価を行うとともに、年後半において、令和 9 年度予算への反映状況や経済見通しを始めとする経済社会情勢の変化などを踏まえ、予算編成の基本方針について必要な改定を行う。

さらに、こうした新たな予算編成の在り方により令和 9 年度予算を編成した上で、その成果を踏まえ、更なる改善に向けた検討を行っていくとの方針が示されている。

令和 9 年度においては、これら国の施策の動向に注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

Ⅱ．本町の財政状況と今後の見通し

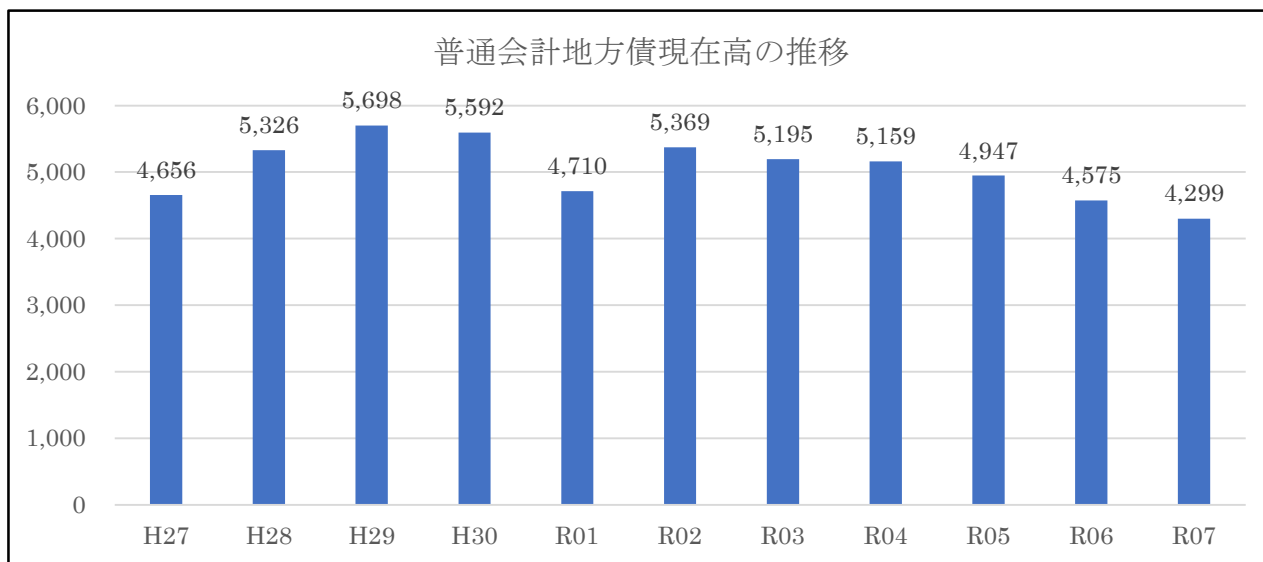
本町の令和7年度一般会計決算では、実質収支額が2億4,669万円の黒字決算となった。

歳入では、自主財源である町税が0.9%の減収で4億4,702万円となったが、本町の歳入総額の約5割を占める地方交付税が2億2,377万円の増収により8.5%増となったことから、経常的経費に係る一般財源等額についても6.0%の増となった。

歳出では、人件費が3.0%の増となり併せて物価高騰による資材等の増加に伴い物件費や維持補修費等が増となった。一方、地方債の借入に伴う償還金に当たる公債費が0.2%の減、また、苫前地区診療所の財産購入に伴い、投資的経費は143.6%の増となっている。

近年の大型事業の実施に伴い、普通会計における地方債現在高（図1参照）及び地方債償還額は、令和4年度に臨時財政対策債の一部を繰上償還したものの、新日本海地域交流センター大規模改修等による借入を行ったことによりほぼ横ばいとなった。また、今後の推移としては、公共施設の改修が控えており、当面高い水準が続くものと見込まれているため、事業の実施時期を十分検討し、計画的に執行する必要がある。

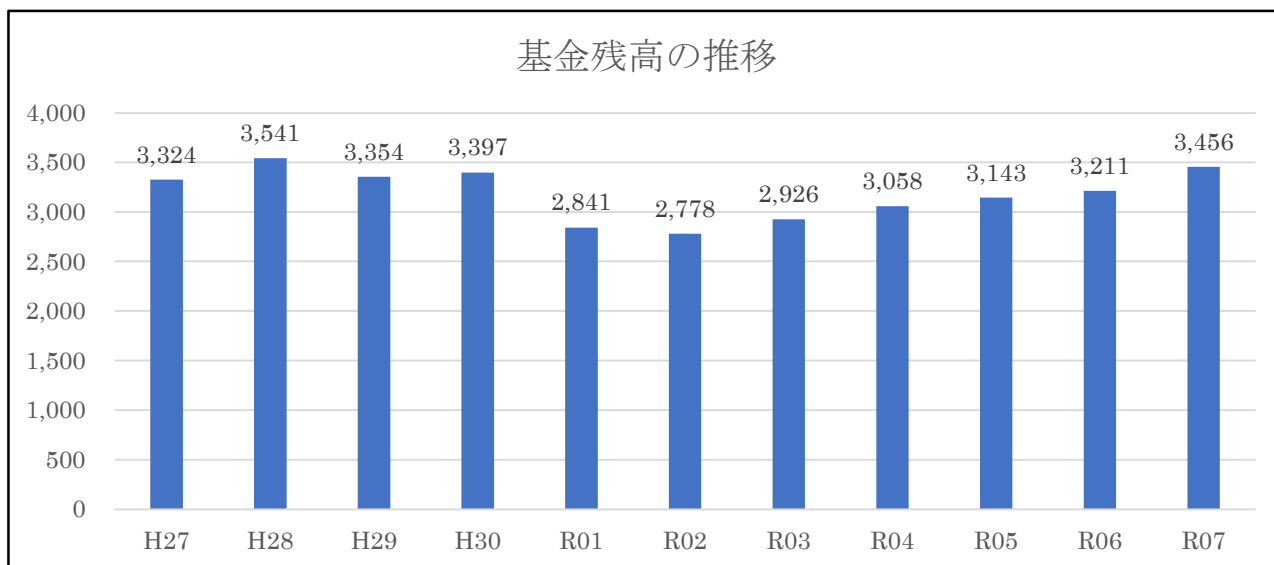
【 図 1 】



令和7年度末（3月31日現在）における基金残高（図2参照）については、財政調整基金ほか9基金の総計として34億5,606万円を保有している。

しかしながら、令和8年度一般会計において、財源不足に伴う財政調整基金からの繰入金が4億6,513万円を編成段階で計上している状況にあり、今後も財源不足による基金の取り崩しが予想されるため、より一層、計画的な財政運営を進めていかなければならない。

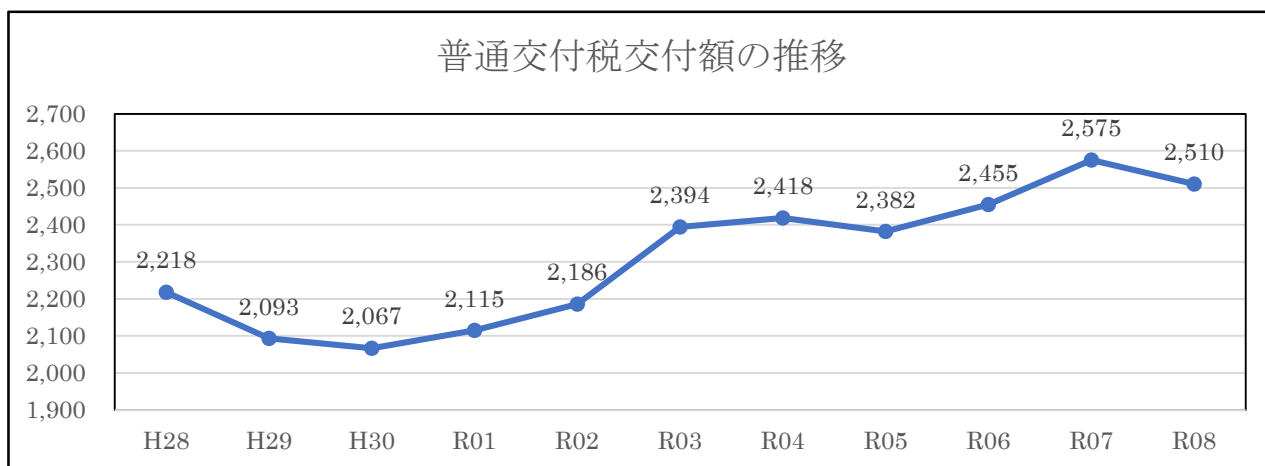
【 図 2 】



歳入の見込みについて、町税については風車のリプレースによる償却資産の更新に伴い一定の歳入が見込まれ、同程度で推移していくものと予測される。また、近年はふるさと納税など自主財源の確保に努めたことによる増加傾向を今後も維持していく必要がある。

一方、令和 7 年度決算歳入全体の 49.1% を占め、依然として大きく依存する形となっている普通交付税（図 3 参照）については、令和 7 年度と比較して約 1 億 4,605 万円の減額となり、本町財政に大きな影響を及ぼすため注視する必要がある。

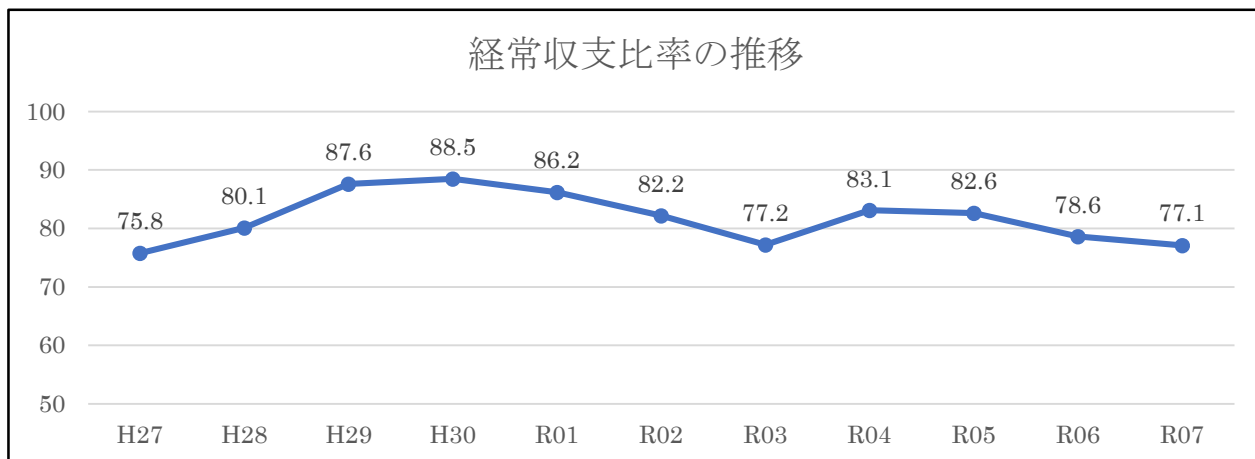
【 図 3 】



財政健全化の判断指標となる実質公債費比率については、令和 5 年～7 年度の 3 ヶ年平均値で 7.7% となり、公債費負担の軽減に努めた結果、前年度と比較して 1.4 ポイント向上され、単年度の比率については 6.4% となった。今後の推計においても 10% 前後で比率が推移していくものと予測される。

また、経常収支比率（図 4 参照）については、前年度より 1.5 ポイント削減となり、令和 7 年度決算では目標値である 80 % を切り 77.1 % となったが投資的事業の実施による地方債償還金の増加や、地方交付税の交付動向によって、指数・比率を大きく左右することから、特に留意・注視する必要がある。

【 図 4 】



歳出については、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が、令和 7 年度決算で 16 億 7,666 万円と、前年度 16 億 3,560 万円より 2.5 % の増となり、全体の 32.5 % で前年度比 4.8 ポイント増となっている。

今後についても、社会保障費の増加、継続的な大規模工事・既存施設の長寿命化による投資的経費の増加、自治体 D X 等が見込まれており、一般財源負担の増加が避けられない状況にある。

また、消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響を受け、要求額が上昇する見込みであることからこれまで以上に自主財源を含め、国庫支出金など特定財源の確保に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模など再点検し、財源に見合うよう経費全体で徹底した節減を図り、将来に向けて健全な財政運営を堅持していかなければならない。

このことから、人口減少や先行きが不透明な地方交付税の現状を踏まえると、将来的な財源不足の懸念が常にあり予断を許さない状況にあるが、「第 6 次苫前町総合振興計画」及び「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組と、持続可能な地域社会の構築に向けては、引き続き各種施策を推進していく必要もある。

以上のことを前提とし、「歳入に見合った歳出」を念頭に、職員一人ひとりが現在の財政状況を再認識し、必要な行政サービスの水準を確保しながら、前例や既成概念にとらわれない徹底した歳入歳出両面の見直しを進め、効率的で効果的な行財政運営を意識の上、予算編成に当たられたい。

Ⅲ. 予算編成における基本方針

1 一般事項

- (1) 令和9年4月に統一地方選挙が予定されていることから、令和9年度当初予算は、経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心とした「骨格予算」とする。ただし、政策的経費であっても、年度当初から事務事業を執行しなければ住民生活に影響がある事業などについては計上するものとする。
- (2) 経常的経費については、引き続き「枠配分方式」とし、各款（事業）ごとの経常的経費一般財源をベースに（地方財政状況調査に基づく）令和8年度当初予算配分額からゼロシーリングとして配分枠の設定を行っている。
各課等の長は、配分された予算枠（別紙1「令和9年度経常的経費一般財源枠配分表」）と、それぞれで歳入を見込む特定財源との合算額を予算要求総額の上限として、その範囲内で歳出予算の積み上げを行うこと。
なお、経常的経費についても査定を行うので、要求額が配分枠を下回った場合であっても予算措置が確約されるものではないことに留意されたい。
- (3) 予算の編成にあたっては、地域課題や町民の意見をしっかりと受け止め、各課のみならず横断的な連携により精査を行うこと。特に、決算に係る監査委員意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。
- (4) 政策的経費については、諸計画に登載されているものを原則とし、より重点化すべき施策・事業を優先し、改めて必要性・効果・実施時期等を徹底的に検討し、見直しを行うこと。

2 歳入に関する事項

- (1) 更なる自主財源の確保と、新たな財源確保を図るため、あらゆる歳入の可能性を多角的に調査・研究し、財源確保に積極的に取り組むこと。
- (2) 町税は、今後の税制改正や経済情勢の推移を十分勘案するとともに、収納対策の強化により確実な積算を行うこと。
- (3) 国・道支出金は、予算編成の動向や制度改正について、関係機関と緊密な連絡を図り、遺漏のないよう的確に予算計上すること。
- (4) 財産収入は、財産の現況を的確に把握し、時価に則した適正な価格による積算を行い、積極的な貸付または売却により歳入の確保に努めるとともに、未収金が生ずることのないよう十分留意すること。
- (5) 諸収入は、前年度実績や関係機関などの動向を十分把握の上、的確に積算するとともに、助成制度の有効活用など、新たな増収策についても鋭意検討すること。
- (6) 町債は、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業に限定し、地方交付税措置のある有利な起債を選択すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 人件費は、各種委員報酬など条例に定めのあるものを含め、その実態や必要性などを再検討すること。なお、給与費等を要求する場合は事前に総務係と協議を行うものとし、協議の整っていないものについては一切認めない。
- (2) 旅費は、恣性で漫然と計上することなく用務の必要性を十分検討し、人数・回数などの抑制に努め、必要な経費のみ予算要求すること。
- (3) 需用費の以下の費目については、徹底した経費節減に努めること。
 - ① 燃料費は、原油価格の変動を考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいて積算することとし、各担当課において節減に最大限努力すること。
 - ② 電気料は、各施設等の電力使用量の実績に基づいた積算とし、一層の節電対策を行うこと。
 - ③ 修繕料は、施設の現状を的確に把握し、老朽の程度を勘案しつつ、真に緊急性の高いものから計画性を持った積算を行うこと。
- (4) 委託料は、業務内容の効率化や新規業者の参入を促すなど、経費削減について鋭意検討するとともに、職員自らが能力を発揮すべき業務については可能な限り直営で対応すること。
- (5) 備品購入費は、必要性を勘案の上で要求すること。

※『備品』とは、1件10万円以上で性質又は形状を変えることなく1年以上使用できるものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、または加除式台本については、1件10万円未満であっても備品として取り扱うこととする。
- (6) 団体補助金などは、公益性・公平性、目的の達成度合などを長期的・多角的に検討し、関係団体との協議や関係資料の十分な分析を行い、積極的な「整理・統合・縮小」に努めた上で適切に積算を行うこと。
- (7) 会議負担金は、必要最低限のものとし、懇親会的負担金は一切認めない。
- (8) 投資的経費は、必要性や事業効果を十分に把握するとともに、維持管理を含めた後年度の財政負担などについても、より慎重に検討を行い、投資の適正化・効率化を図ること。

また、事業費の積算に当たっては、過不足が生じないよう適正に見積もり、国・道補助金などの採択についても、遺漏のないよう十分調査・検討を行うこと。
- (9) 維持補修費については、「苫前町公共施設等総合管理計画」を基に、緊急性・安全性を考慮し、優先すべき事業を十分に検討した上、予算への反映を行うこと。
- (10) 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の一因ともなるので、施策上、真に必要と認めるものに限り措置すること。

また、長期継続契約で対応可能なものについては、相手方と協議の上、で

きる限りの対応を行うこと。

4 特別会計に関する事項

特別会計にあっても原則的には一般会計に準ずることとするが、その会計設置の趣旨などを十分に踏まえ、独立採算の原則と財政健全化の観点から、内容を十分に精査し安易に一般会計からの繰入に依存することなく、経営改善に向けた抜本的な見直しと、事業運営の一層の効率化を図り、健全な事業運営に配慮すること。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。

5 公営企業会計に関する事項

各事業については、事業手法の見直しなどを含め徹底した検証を行い、必要な事業費のみを計上していくものとし、整備事業を安定的に実施していくため、補助金制度全般に係る情報収集に努め交付金を最大限に活用すること。

また、起債は、将来の負担を見据えたうえで適正に活用するものとし、適債性の判断や借入の時期等について十分に協議・調整したうえで、所要額を見込むこと。

なお、公営企業会計については、従来どおりの予算査定方式とする。